

# **福井市放課後児童クラブ事業業務 実施事業者募集要領**

**令和7年12月**

**福井市**

## 1 募集概要

### ( 1 ) 目的

本業務は、保護者が就労等の理由により昼間に適切な保護を受けることができない市内在住の小学生に対し、放課後及び長期休業日等に、安全かつ安心して過ごせる生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とする、児童福祉法第6条の3第2項に基づく「放課後児童健全育成事業」である。

本業務の実施にあたっては、福井市放課後児童クラブ設置及び事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める事項に加え、児童福祉法及び福井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「最低基準条例」という。）を遵守し、児童福祉の向上に努めるものとする。

また、放課後児童クラブ運営指針（令和7年1月22日付こ成環第16号こども家庭庁育成局長通知）に定める内容を参考に、児童に保障すべき遊び及び生活の環境や運営の水準を明確化し、放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の安定的かつ継続的な運営に努めるものとする。

この募集要領は、これらの目的を達成するため、業務実施に最も適した事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

### ( 2 ) 募集する地区及び定員

募集する地区は、児童クラブ利用者の今後の増加等により、更なる対応が必要とされる以下の校区とする。

- ・中藤小学校区 2支援（定員60名～80名程度であること）

事業者自らが所有又は賃借する物件において実施することとする。

実施場所の確保については「4 業務実施場所」を遵守すること。

### ( 3 ) 募集内容

- ・募集事業者数 1者
- ・委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  
良好に業務が遂行されている場合は、次年度以降も単年度ごとに随意契約を行う場合がある。  
選定事業者となった日から令和8年3月31日までは業務実施準備期間とする。
- ・業務内容 実施要綱のとおり

### ( 4 ) 留意事項

本プロポーザルは、福井市の令和7年度12月補正予算の成立を前提に事業化される停止条件付業務であり、予算の成立がない場合には効力を発しない。

## 2 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、本市内法人でなければならない。ただし、本市内法人とは、本市内に主たる営業所がある法人で、登記簿上の本店所在地が本市内にある法人をいう。

(2) 参加者は、次のいずれの要件も満たすものでなければならない。

ア 公表日から受託候補者特定の日までの間において、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成14年4月1日施行）による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てをしている者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

カ 参加申込みをする時点において、本プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。

親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）

親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）と同じくする子会社同士の関係

一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係

キ 本プロポーザルに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員でないこ

と。

- ク 参加者及びその代表者が、税（国税、県税及び市税）等を滞納していないこと。
- ケ 協力法人（市内法人に該当しない場合を含む。）との連携による参加の場合は、当該協力法人も上記アからクまでの要件を満たすこと。本業務における協力法人とは、参加者と連携し、業務の遂行に必要な技術的・人的・資源的支援を提供する法人を指す。協力法人の参加は、1者に限るものとし、単独又は他の参加法人の協力法人として本プロポーザルに参加していないこと。
- コ 中藤小学校区において業務を実施するための施設について、所有又は賃借により確実に確保できる見込みがあること。
- サ 福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格等に関する要綱（平成11年12月20日施行）の規定に基づき、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている又は公表日から企画提案書の提出期限までの間に福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出済みであること。なお、申請書を提出中の場合、要綱第5条の規定に基づく資格の審査の結果、資格者名簿に登録されなかった時点で本プロポーザルに関する参加資格を喪失するものとする。

### 3 委託料

本プロポーザルにより選定された受託候補者には、実施要綱に基づき、令和8年度から業務実施に係る委託料を支払うこととする。（本業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項及び別表第2第7号に該当するため、非課税として取り扱う。）実施要綱に記載の委託料については、令和8年度以降に変更となる場合があるが、本プロポーザルにおける収支計画においては、現実施要綱を元に作成すること。

本業務については、事業者自らが所有又は賃借する物件において運営を行うこととし、賃借物件において業務を実施する場合には、実施要綱に記載の委託料に加えて1支援あたり3,000千円を限度として負担相当額を委託料に加算する。

なお、契約の締結については令和8年度当初予算が成立した後とする。

#### 令和7年度委託料 実施要綱の委託料該当部掲載

別表2（児童館等以外で実施する児童クラブ）

項目		委託料の内容													
放課後児童支援員（常勤職員に限る）を2名以上配置	基本額	1 児童クラブごとの登録児童数に応じ、下表のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>登録児童数</th><th>委託料（円／年）</th></tr></thead><tbody><tr><td>9人以下</td><td>3,631,000</td></tr><tr><td>10～19人</td><td>4,052,000</td></tr><tr><td>20～29人</td><td>5,150,000</td></tr><tr><td>30～35人</td><td>5,552,000</td></tr><tr><td>36人以上</td><td>6,162,000</td></tr></tbody></table> 年間開設日数250日としての基本額 ただし、複数の児童クラブを同一の建物で運営している場合は基準額の90%（千円未満切り捨て）とする。	登録児童数	委託料（円／年）	9人以下	3,631,000	10～19人	4,052,000	20～29人	5,150,000	30～35人	5,552,000	36人以上	6,162,000	
登録児童数	委託料（円／年）														
9人以下	3,631,000														
10～19人	4,052,000														
20～29人	5,150,000														
30～35人	5,552,000														
36人以上	6,162,000														

	支援の単位 加算	児童数 50 名以上で、複数の支援の単位に分ける場合、一の支援の単位を構成する登録児童数に応じ、下表のとおり加算する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録児童数</th><th>委託料（円／年）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10～19 人</td><td>1,540,000</td></tr> <tr> <td>20～29 人</td><td>1,848,000</td></tr> <tr> <td>30 人以上</td><td>2,464,000</td></tr> </tbody> </table> <p>ただし、複数の児童クラブを同一の建物で運営している場合は基準額の 90%（千円未満切り捨て）とする。</p>	登録児童数	委託料（円／年）	10～19 人	1,540,000	20～29 人	1,848,000	30 人以上	2,464,000				
登録児童数	委託料（円／年）													
10～19 人	1,540,000													
20～29 人	1,848,000													
30 人以上	2,464,000													
	開設日数加 算	300 日を限度として、年間開設日数 250 日を超える分について、1 日当たり 26,000 円を加算する。 <p>ただし、複数の児童クラブを同一の建物で運営している場合、基準額を 1 日当たり 23,000 円とする。</p> <p>利用人数の少ない土曜日等において、2 つ以上の児童クラブが合同で実施する場合は、当該土曜日等はいずれか 1 つの児童クラブの開設日数として計上すること。ただし、各児童クラブが第 2 条第 3 項の基準を満たしている場合はこの限りでない。なお、どちらの開設日数に含めるかは、原則当該土曜日等における放課後児童支援員などの配置状況により決定すること。</p>												
放課後児童支 援員等（常 勤・非常勤問 わず）を 2 名 以上配置	基 本 額	1 児童クラブごとの登録児童数に応じ、下表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録児童数</th><th>委託料（円／年）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9 人以下</td><td>2,500,000</td></tr> <tr> <td>10～19 人</td><td>2,921,000</td></tr> <tr> <td>20～29 人</td><td>4,019,000</td></tr> <tr> <td>30～35 人</td><td>4,421,000</td></tr> <tr> <td>36 人以上</td><td>5,031,000</td></tr> </tbody> </table> <p>年間開設日数 250 日としての基本額</p>	登録児童数	委託料（円／年）	9 人以下	2,500,000	10～19 人	2,921,000	20～29 人	4,019,000	30～35 人	4,421,000	36 人以上	5,031,000
登録児童数	委託料（円／年）													
9 人以下	2,500,000													
10～19 人	2,921,000													
20～29 人	4,019,000													
30～35 人	4,421,000													
36 人以上	5,031,000													
	支援の単位 加算	児童数 50 名以上で、複数の支援の単位に分ける場合、一の支援の単位を構成する登録児童数に応じ、下表のとおり加算する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録児童数</th><th>委託料（円／年）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10～19 人</td><td>1,196,000</td></tr> <tr> <td>20～29 人</td><td>1,434,000</td></tr> <tr> <td>30 人以上</td><td>1,793,000</td></tr> </tbody> </table>	登録児童数	委託料（円／年）	10～19 人	1,196,000	20～29 人	1,434,000	30 人以上	1,793,000				
登録児童数	委託料（円／年）													
10～19 人	1,196,000													
20～29 人	1,434,000													
30 人以上	1,793,000													
	開設日数加 算	300 日を限度として、年間開設日数 250 日を超える分について、1 日当たり 20,000 円を加算する。 <p>利用人数の少ない土曜日等において、2 つ以上の児童クラブが合同で実施する場合は、当該土曜日等はいずれか 1 つの児童クラブの開設日数として計上すること。ただし、各児童クラブが第 2 条第 3 項の基準を満たしている場合はこの限りでない。なお、どちらの開設日数に含めるかは、原則当該土曜日等における放課後児童支援員などの配置状況により決定すること。</p>												
障がい児受入 加算		障がい児を受け入れる場合、人件費補助として 1 児童クラブ当たり年額 2,059,000 円を加算する。 <p>障がい児としての認定については、身体障害者手帳、療育手帳又は特別児童扶養手当証書の所持を要件とする。ただし、医師又は児童相談所等公的機関による障害を有する証明が得られる場合は、この限りでない。</p> <p>当該加算の適用を受けようとする場合は、上記の身体障害者手帳等の写しを提出すること。</p>												
障がい児受入 支援加算		受け入れる障がい児の数ごとに、1 児童クラブ当たり下表のとおり加算する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>障がい児数（人）</th><th>委託料（円／年）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 名</td><td>150,000</td></tr> </tbody> </table>	障がい児数（人）	委託料（円／年）	2 名	150,000								
障がい児数（人）	委託料（円／年）													
2 名	150,000													

		<table border="1"> <tr><td>3名</td><td>300,000</td></tr> <tr><td>4名以上</td><td>450,000</td></tr> </table>	3名	300,000	4名以上	450,000									
3名	300,000														
4名以上	450,000														
当該加算の適用を受けようとする場合は、人数分の身体障害者手帳等の写しを提出すること。															
小規模児童クラブ支援加算	登録児童数が19人以下となる場合、人件費補助を目的として1児童クラブあたり年額643,000円を加算する。														
送迎支援加算	受託法人等が児童を車両等で送迎する場合、1児童クラブ当たり536,000円を限度として必要経費を加算する。														
新規開設加算	児童クラブを新規開設する場合、遊具、図書、その他備品等を購入し事業開始に必要な整備を行うため、開設初年度に限り下表のとおり登録児童数に応じた額を加算する。														
	<table border="1"> <thead> <tr><th>登録児童数(人)</th><th>加算額(円/年)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>9人以下</td><td>100,000</td></tr> <tr><td>10~19</td><td>200,000</td></tr> <tr><td>20~35</td><td>300,000</td></tr> <tr><td>36~49</td><td>400,000</td></tr> <tr><td>50~70</td><td>500,000</td></tr> </tbody> </table>	登録児童数(人)	加算額(円/年)	9人以下	100,000	10~19	200,000	20~35	300,000	36~49	400,000	50~70	500,000		
登録児童数(人)	加算額(円/年)														
9人以下	100,000														
10~19	200,000														
20~35	300,000														
36~49	400,000														
50~70	500,000														
電気料等高騰対策加算	<p>事業にかかる光熱水費等を受託法人等が負担することとなる場合、合わせて1児童クラブ当たり年額400,000円を限度として、実績額に基づいて積算した負担相当額を加算する。ただし、本事業のみ実施している法人所有の施設で、かつ当該支出が2年以上連続して400,000円を超過する場合は、年額600,000円を限度として超過年度の支出平均額を加算することができる。</p> <p>当該加算の適用を受けようとする場合は、算定の積算資料として1年間(前年または前年度)の当該支出の証拠書類等の写しを提出すること。</p>														
施設等賃借料加算	事業を実施するための建物等賃借料(土地代含む)を受託法人等が負担することとなる場合、1児童クラブ当たり年額500,000円を限度として負担相当額を加算する。														
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善加算	<p>県又は政令指定都市の認定を受けた放課後児童支援員に対し、経験年数や研修実績等に応じて段階的に賃金改善の仕組みを設け、その賃金改善に必要な経費を次のとおり加算する。</p> <p>(1)放課後児童支援員 対象職員1人当たり131,000円上限</p> <p>(2)概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、市が認める研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり263,000円上限</p> <p>(3)(2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、児童クラブ長の立場にある者を配置 対象職員1人当たり394,000円上限 1児童クラブ当たり年額919,000円を限度とする。</p>														
放課後児童支援員等処遇改善加算	<p>児童クラブで働く職員の処遇の改善のため、支援の単位ごとに次により算出された額の合計額を加算する。</p> <p>11,000円×賃金改善対象者数×事業実施月数</p> <p>「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1カ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤1カ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数(常勤換算)を加えたものをいう。</p>														

#### 【備考】

別表中にある登録児童数とは、年度当初において、年間を通じて継続的かつ恒常に児童クラブを利用する見込みのある児童の数のことを行う。

## 4 業務実施場所

本業務は、中藤小学校区域内において、事業者が自ら所有又は賃借する物件にて実施するものとする。次のいずれの要件を踏まえ、適切な実施場所を提案すること。

- ア 最低基準条例の基準を満たすほか、建築基準法、消防法、その他関係法令を遵守していること。必要な許認可が確実に得られる見込みがあるか、関係機関に確認の上、実現可能な改修計画を有していること。
- イ 本プロポーザルで求める定員（規模）に対応可能な、適切な広さを有する物件であること。
- ウ 令和7年度中に施設整備を完了し、令和8年4月1日までに開所できる見込みがあること。
- エ 賃借物件の所有者又は貸主が事業者の役員（その配偶者、親子、兄弟姉妹を含む）や寄附者等、特別な関係にある場合は、近隣の同等物件の賃料と比較して妥当な水準であることが確認できること。
- オ 開設準備補助金を受けた事業者は、施設を児童クラブ以外の目的で使用しないこと。ただし、市の規定外の時間帯で、かつ児童クラブの運営に支障がない場合はこの限りではない。
- カ 児童が広く利用できること、送迎の利便性（小学校周辺や保護者の迎え等）を考慮した場所であること。また、業務の特性を踏まえ、将来的な継続運営が可能であると見込まれる場所であること。
- キ 建築基準法に基づく新耐震基準を満たしていること。昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工された施設の場合は、耐震調査の結果問題がないこと又は耐震補強済みであること。
- ク 企画提案書提出前に、施設の設置場所を管轄する消防署と協議を行い、消防設備や避難安全面について確認すること。問題がある場合は、是正又は施設の変更を検討すること。
- ケ 施設内で他事業を併設する場合は、児童クラブの活動場所と明確に区分けすること。
- コ 将来的に児童数の変動や地域施設の再編等により、業務実施場所の変更が必要となった場合には、市の要請に応じて移転に係る協議を行うこと。

## 5 開設準備経費補助金

業務実施にあたり、事業者自らが所有又は賃借する物件において必要となる初期費用について、本プロポーザルにより選定された受託候補者からの申請に基づき次のとおり補助する。

( 1 ) 補助率 10 / 10

( 2 ) 上限額 12,600,000円

( 対象経費内訳(ウ)を除く場合の上限は12,000,000円 )

( 3 ) 対象経費内訳

( ア ) 施設の改修(躯体整備は除く。)

( イ ) 備品整備費

( ウ ) 礼金(賃貸借契約解除時に返金されるものは除く。)及び開設1か月前の賃借料  
対象となる補助事業は補助金の交付決定後に施行し、令和8年3月27日までに完成・引  
き渡しを行い、支払いを完了した事業に限る。

補助金交付決定前に契約又は実施している施設の改修や、備品の購入費用、修繕費用等に  
ついては補助の対象とはならない。

最低基準条例で定める基準に該当しない施設においては、補助金の交付はできない。

## 6 申請に関する事項

( 1 ) スケジュール

募集要領等の公表	令和7年12月1日(月)から
質問の受付	令和7年12月12日(金)13時まで
質問に対する回答	令和7年12月16日(火)予定
参加申込書の提出	令和7年12月19日(金)13時まで
参加資格審査結果通知	令和7年12月23日(火)予定
企画提案書の受付	令和8年1月5日(月)13時まで
審査委員会	令和8年1月上旬予定
選定結果通知	令和8年1月中旬予定
業務委託開始	令和8年4月1日(水)

( 2 ) 説明会

説明会の開催はなし。

( 3 ) 質問の受付及び回答

質問がある場合は、質問票(様式第8号)に記入し、「10 担当部署(提出・問合せ先)」  
に記載のアドレス宛てに電子メールで12月12日(金)13時までに送付すること。な  
お、その他の方法(電話・来訪等での口頭等)による質問は受け付けない。

質問に対する回答は12月16日(火)にホームページ上に掲載する。

#### (4) 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加申込書を提出すること。提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。なお、参加申込みにかかる一切の費用は、参加申込書を提出した者（以下「応募者」という。）の負担とする。

##### ア 提出書類

次表に掲げる書類「正本：～」1部を提出すること。

なお、書類にあたっては次の（ア）（イ）のとおり作成し、提出を行うこと。

（ア）フラットファイル（A4版縦形）に綴じて、表紙及び背表紙に

「福井市放課後児童クラブ事業業務実施事業者 参加申込書」及び事業者名を記入すること。

（イ）インデックス番号を記載したインデックスラベルを各書類の先頭ページに貼付すること。

ファイル内の書類はホチキス等でとめないこと。

インデックス	提出書類名称	様式
	参加申込書	様式第1号
	誓約書	様式第2号
	法人等概要	様式第3号
	事業実績（同種事業又は類似事業の実績） 事業実績を示す書類（契約書、報告書等の写し）を添付	様式第4号
	定款又は寄付行為：最新のもの（写し可）	任意様式
	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）：参加申込書提出日以前3か月以内に発行されたもの（写し可）	各種証明書
	法人の決算関係書 (資金収支計算書、事業活動収支計算書又は損益計算書、貸借対照表、財産目録等)：直近3事業年度分（写し可） 法人税申告書（決算書含む）：直近1期分（該当する場合に限る。）	任意様式
	納税証明書 ・国税 未納がないことの証明（「法人税」及び「消費税等」） ・県税 滞納がないことの証明 ・市税 滞納がないことの証明（全税目で法人市民税の記載のあるもの）(直近2年分) 参加申込書提出日以前3か月以内に発行されたもの（写し可）	各種証明書
	組合員名簿及び組合定款 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の場合	任意様式

協力法人との連携による参加の場合は、協力法人の～の書類も添えて提出すること。

イ 受付期間

令和7年12月19日（金）13時まで

土曜日、日曜日を除く。

ウ 提出場所

福井市こども未来部こども育成課

福井市大手3丁目10-1 福井市役所別館2階

直接書類を持参すること。その他の方法による提出には応じない。

（5）参加資格審査結果通知書の送付

応募者のうち、参加資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知する。

ア 通知日 令和7年12月23日（火）（予定）

イ その他

参加資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により参加が認められなかった理由の説明を求めることができるものとする。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加申込書提出先まで提出しなければならない。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

（6）企画提案書の提出

参加申込書を提出し、参加資格が認められた場合、次のとおり企画提案書を提出すること。提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。なお、提出にかかる一切の費用は、企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）の負担とする。

ア 提出書類 正本1部、副本8部

次表に掲げる書類「正本：～」1部、「副本：～」8部を提出すること。

なお、書類にあたっては次の（ア）（イ）のとおり作成し、提出を行うこと。

（ア）フラットファイル（A4版縦形）に綴じて、表紙及び背表紙に

「福井市放課後児童クラブ事業業務実施事業者 提案書」及び事業者名を記入すること。

（イ）インデックス番号を記載したインデックスラベルを各書類の先頭ページに貼付すること。

ファイル内の書類はホチキス等でとめないこと。

インデックス、について、については、参加申込書に添付したものと同じものを添付して提出すること。

インデックス	提出書類名称	様式
	企画提案書（鑑）	様式第5号
	法人等概要	様式第3号
	事業実績（同種事業又は類似事業の実績）	様式第4号
	事業計画書	様式第6号
	資金収支計画書	様式第7号
	開設予定場所の周辺地図と開設予定施設の平面図  開設経費補助金を活用して、建物の改修工事を行う予定である場合は、改修する場所を平面図に記入すること。	任意様式
	開設予定施設の概略がわかる写真	任意様式
	耐震性があることを証明する書類等  建築基準法における耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物	証明書
	それ以前に建築された建物	
	業務実施場所の賃借料がわかる書類及び確約書等（取得又は賃借が確実に見込まれる根拠）  賃貸借物件で業務の実施を予定している場合に限る。	任意様式
	工事の計画書及び見積書  開設経費補助金を活用して、建物の改修工事を行う予定である場合に限る。	任意様式

イ 受付期間

令和8年1月5日（月）13時まで

土曜日、日曜日を除く。

ウ 提出場所

福井市こども未来部こども育成課

福井市大手3丁目10-1 福井市役所別館2階

直接書類を持参すること。その他の方法による提出には応じない。

## 7 審査に関する事項

### (1) 選定方法

受託候補者の選定にあたっては、市は外部委員を含めた審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会が「ウ 審査基準」により提案内容の評価（採点）をし、点数により優先順位を決定する。

委員会の評価にあたり、提案者は、委員会に対してプレゼンテーションを実施し、委員会はヒアリングを行う。ただし、提案者が5者以上あった場合、委員会による書類審査を行い、上位4者を対象にプレゼンテーションを実施する。

評価総点数において同点の者があった場合は、審査委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。票数が同数の場合には委員長の判断により決定する。評価（採点）による結果が上位2位までの者を受託候補者、次点受託候補者（以下「候補者」という。）とする。

ただし、評価の総点数が60点未満の場合は、候補者として選定しない。なお、提案者が1者のみの場合であっても、委員会による評価を実施する。

- |                                    |  |
|------------------------------------|--|
| ア 実施日                              | 令和8年1月上旬（予定）   |
| 参加資格審査結果通知書にあわせ実施会場、実施時間を提案者に通知する。 |  |
| イ 実施方法                             | <ul style="list-style-type: none"><li>・持ち時間は、35分程度（プレゼンテーション15分、ヒアリング・質疑応答20分）とするが、進行スケジュールにより変更することがある。</li><li>・出席者は3名以内とする。（協力法人を含む。）</li><li>・内容は、企画提案書に沿ったものとする。</li><li>・使用するPC、ケーブル等を持参すること。スクリーン、プロジェクターは本市で準備する。</li><li>・当日の企画提案書等の差替え及び追加資料の配布等は認めない。</li></ul> |

### ウ 審査基準

	評価項目	点数
基本方針・運営理念	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務実施者としてふさわしい応募動機、基本理念を有しているか</li><li>・支援員の役割や専門性についての理解が示されているか</li><li>・業務実施に活かせる業績があるか</li><li>・継続的に運営が可能な財政基盤があるか</li></ul>	20
児童支援・安全管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童の日常活動内容は具体的かつ適切か</li><li>・育成支援の取組は具体的かつ適切か</li><li>・障がい児や配慮が必要な児童への対応は具体的かつ適切か</li><li>・事故、感染症、防犯防災対策の計画は具体的かつ適切か</li></ul>	20

学校・家庭・地域・行政との連携	・学校等の情報共有などの連携体制は具体的かつ適當か ・保護者との連携体制は具体的かつ適當か ・地域、行政との連携体制は具体的かつ適當か ・苦情・要望への対応は具体的かつ適當か	20
運営体制等	・常勤・非常勤のバランス、人数が適正か ・初任者研修、外部研修などの計画があるか ・賃金、勤務条件、評価制度、代替要員やバックアップ体制は適當か ・実施概要（開設日数、会費等）運営収支は具体的かつ適當か	20
施設確保	・児童が安全・快適に過ごせる施設を確保できるか ・契約、改修、開設までの工程が現実的か	10
独自提案	・提案が現実的で実行可能か、利用者の満足度向上につながる内容か	10
	計	100

## （2）選定結果の通知

選定結果については、提案者全者に対して令和8年1月中旬（予定）に通知するとともに、市ホームページで公表する。

## （3）申請上の留意事項

- ・提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、誤字の訂正ややむを得ない事情があると市が認めた場合は、変更ができるものとする。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- ・提出書類は返却しない。
- ・提出書類は本プロポーザル実施以外の目的では使用しない。
- ・書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、応募者及び提案者の負担とする。
- ・福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が業務を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- ・本プロポーザル実施に関する情報については隨時、市ホームページに掲載する。
- ・書類提出後に辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

## 8 失格事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は、候補者として選定を受け、また受託候補者となることができない。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 募集要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 審査委員に任命された者が役員等の職についている場合
- カ 福井市議会議員政治倫理条例（平成14年福井市条例第21号）第4条の規定に該当する場合
- キ 福井市長の政治倫理に関する条例（平成17年福井市条例第21号）第21条及び同施行規則（平成17年福井市規則第83号）第23条の規定に該当する場合
- ク 福井市非常勤特別職員が役員等に従事している者（ただし、各種審議会等委員は除く。）
- ケ 審査委員に、働きかけなどの行為を行ったことを市が確認した場合
- コ 宗教活動や政治活動又は営利を目的とした法人又は団体である場合
- サ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした法人又は団体である場合

(2) 令和8年4月1日の契約時点で、福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格に関する要綱（平成11年12月20日施行。）の規定に基づき、資格者名簿に登録されていない者は、受託候補者となることはできない。

## **9 受注者の確定**

- ( 1 ) 市は選定結果の通知後、選定した受託候補者と委託契約の内容・業務開始に向けて協議した上で、受注者として確定する。なお、協議に必要な書類は、本市の依頼により受託候補者が適宜準備することとし、その費用は受託候補者が負担するものとする。
- ( 2 ) 市は受託候補者が提案した事業計画に基づく準備が整わない場合又は協議の過程で受託候補者が辞退した場合は次点受託候補者と協議した上で、受注者として確定する。なお、次点候補者が準備に要した費用の補償は行わないものとする。
- ( 3 ) 受注者として確定した後、市と受注者は、本業務の実施にかかる令和8年度当初予算の成立を要件とし、令和8年4月1日付けで委託契約を締結するものとする。なお、当該予算案の可決が得られない場合には、本プロポーザルによる選定結果は無効となる。その場合、市は一切の損害賠償の責を負わないものとする。

## **10 担当部署(提出・問合せ先)**

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号  
福井市こども未来部こども育成課(別館2階)  
TEL: 0776(20)5566  
FAX: 0776(20)5434  
電子メール: [kodomoikusei@city.fukui.lg.jp](mailto:kodomoikusei@city.fukui.lg.jp)